国家神道の成立・展開過程

――井上毅を中心として――

井之上　大輔

目　次

序　章　はじめに（問題設定）
第一章　国家神道の概念規定
第二章　井上の憲法構想
　第一節　「明治十四年の政変」と井上の憲法構想
　第二節　帝国憲法の成立―特にその第一条について―
第三章　井上の宗教政策
　第一節　井上の神道非宗教論と「公認教制」・「信教の自由」論の実質
　第二節　井上の国典・国学政策
第四章　井上の教育政策
　第一節　文部大臣就任以前の教育政策
　第二節　教育勅語の起草
　第三節　文部大臣就任以後の教育政策
終　章　おわりに―国家神道の成立・展開過程における井上の役割とその思想的性格―

はじめに

近代天皇制国家の支配秩序形成に最も重要な役割を担った井上毅（一八四三～九五年）については、既に多くの先行研究が存在する。言うまでもなく、井上は近代天皇制国家の制度的・精神的支柱である軍人勅諭・帝国憲法・教育勅語の実質的な起草者であり、「明治国家最大のブレーン」[①]と評されるように、様々な方面で国家の重要な政策に関与した人物である。

しかしながら、これ程重要な役割を果した人物であるにもかかわらず、井上が関与した諸政策が、国家神道の成立・展開過程の中でどのような意味を持ったのかを考察した研究は―彼の宗教観・宗教政策に言及した研究を除いて―、殆ど存在しない。「此度王政復古神武創業ノ始ニ被為基、諸事御一新祭政一致之御制度ニ御回復被遊候」[②]というように、明治初年以来、神道を基盤とする祭政一致体制の確立を宣言した近代天皇制国家が、その宣言を実現するための具体策としての神道国教化政策を紆余曲折を経ながらも国家神道の成立へと結実させることによって、その支配の正統性を揺るぎないものとしたことからすれば、近代天皇制国家の支配秩序形成に最も重要な役割を果たした井上を研究するにあたっては、彼と国家神道との関係を明確にしておかなくてはならないはずであろう。換言すれば、法制官僚である井上毅の関与によって、国家神道を基盤とする近代天皇制国家の諸制度がどのようなものとして形成され、同時に、彼が国家神道をどのように当時の社会に定着させようとしていたのかを明確にする必要があるということである。

本論文は、このような問題意識の下、国家神道の成立・展開過程

の中で井上の諸政策—特に彼の憲法構想、宗教政策、教育政策を軸に—を考察し、そのことを通して彼がその成立・展開過程においてどのような役割を果したのかを明らかにしようとするものである。

第一章　国家神道の概念規定

具体的な考察を始める前に、その前提として先ず国家神道の概念規定を明らかにしておかなくてはならない。

今日の国家神道研究においては実証主義的傾向が強く、研究が細分化して、かえって国家神道の全体像が不明瞭になっている。また、国家神道という歴史的概念自体の抹殺を試みる研究まで跋扈している。しかし、このような研究状況に際して、むしろ私は、国家神道とは近代天皇制国家の支配をその根底から支え続けた宗教的基盤であり、様々な思想や宗教の原理性を無化した「諸価値を相殺する一種の装置」（竹内好「権力と芸術」）であると考えたい。そして、より本質的には民族宗教性—それは（神社）神道にもっとも典型的である—が国家神道の基盤であると考えたいと思う。

本論文では、全体的には国家神道を右のように定義するが、ここでもう一度、具体的に国家神道の概念規定を明確にしておく。

周知の通り、国家神道を定義する場合、法令や経済的・制度的側面を重視して神社神道の国家管理に限定して定義しようとする立場と、天皇制イデオロギーを含めて定義しようとする立場とがある。本論文は後者の立場に立ち、先述したように全体的には国家神道を近代天皇制国家の宗教的基盤であり、「諸価値の相殺装置」であると定義する。そして、具体的には天皇は神裔の現人神であり、天壌無窮の神勅・三種の神器を継承した日本の正統な統治者であるという記紀神話に依拠した「天皇制神学」を中核とし、その下に皇室神道を軸として、日本の民族宗教としての神社神道を再編することによって形成され、その総体が「非宗教」とされた近代天皇制国家の事実上の国教であると定義する。特に国家神道の中核となる「天皇制神学」に関して言えば、それは記紀神話での天壌無窮の神勅や三種の神器、天皇の万世一系性や神権的絶対性などの天皇制イデオロギーから成り、主に国典・国学によって根拠づけられていたと言える。そして、井上はこの「天皇制神学」を支える国典・国学をあらゆる政策の領域で重要視し、「非宗教」とすることによってその遍在化を意図していたのである。

第二章　井上の憲法構想

ここでは、「明治十四年の政変」過程における井上の憲法構想と、その構想に基づいて起草された帝国憲法（特にその第一条）を考察することを通して、国家神道がどのように再編されたのかを明らかにする。

従来の先行研究の多くが指摘しているように、井上はプロシアの政治形態を深く研究し、一貫してプロシアの立憲制度・憲法の採用を主張していた。しかしながら、井上が同時に「国体」を基盤とす

る憲法を構想していたことを看過してはならない。事実、井上は「万世一系ノ皇室ヲ奉戴シテ主権者トナス事」が「大日本帝国ノ憲法」の「首脳」[3]であると強調していたのである。

井上が「国体」を帝国憲法の基盤とし、なおかつ「国体」の特質を「万世一系」の天皇による統治形態＝「治(しら)ス」に求め、それを帝国憲法第一条に基礎づけたことによって、その「万世一系」の天皇による統治形態を正統化する「諸価値の相殺装置」としての国家神道が、近代天皇制国家における制度的機軸としての地位を実質的に確立し得たのである。

第三章　井上の宗教政策

ここでは、井上が神道非宗教論者であることを確認し、それを前提とした上で彼の「公認教制」・「信教の自由」論の実質を考察する。そして以上のことと関連して、彼の国典・国学政策についても考察する。特に井上の神道非宗教論と国典・国学政策に着目するのは、神道非宗教論こそ、国家神道成立の条件であり、その「非宗教」たる国家神道―「天皇制神学」を支えたのが国典・国学であったと認識することによる。

井上は「教導職廃止意見案」[4]、「山県参議宗教処分意見」[5]で、教導職の廃止を主張することによって国家神道の成立に直接関与していたが、同時にその両意見書で「蓋祖先ヲ崇敬シ、宗廟ヲ祭祀スルハ、皇家追遠厚本ノ重典、即チ朝憲ニ属シテ教憲ニ属セズ。此レヲ以テ礼拝、祈念ノ類ト混スヘキニ非ス」と、神道非宗教論を展開していた。井上は「非宗教」に立脚する国家神道の実態を的確に踏まえていたのである。そしてこの神道非宗教論を前提とし、また政教分離・信教の自由の確立を原則とする近代立憲体制の諸原理も踏まえつつ、その上で理路整然と「公認教制」（政教分離ではない！）と「信教の自由」論の採用を主張したのであった。しかし、「公認教制」・「信教の自由」論を採用したからといって、井上が国家神道を排除していたわけではなかった。なぜなら、先述したように井上はれっきとした神道非宗教論者であり、また彼によって採用された「公認教制」・「信教の自由」論の実質は被支配者側の人権を擁護するものではなく、政治権力を絶対化する手段として転落していたからである。つまり、井上は民衆支配のためには宗教を、ひいては人間を、支配―被支配の「治安之器具」として「牢(ママ)絡敬重」していたのであり、このような彼の特殊な宗教観・人間観において受容された「公認教制」・「信教の自由」論は、当然のこととして被支配者側の人権を擁護するのではなく、逆に近代天皇制国家の宗教的基盤である国家神道を擁護することとなるのである。

この井上の「公認教制」・「信教の自由」論―しかも神道非宗教論を前提としている―は、やがて帝国憲法第二十八条に取り込まれることとなり、そのことにより近代天皇制国家の事実上の神道国教主義は「近代」的装いを以って覆い隠され、かつてのような「政教ノ異ナル固ヨリ混淆スヘカラス」[6]等という「政教分離」・「信教の自由」

を要求する宗教勢力（真宗教団）の「抵抗」から完全に「自由」となり得たのである。

また、井上が国典・国学を「非宗教」とし、そして「国典は御国に生まれたる有らゆる人の学ばねばならぬこと」と、政治的・宗教的立場を超えて、すべての人が学ぶべきものであるとしていたことも看過してはならない。明らかに井上は国典・国学、そして「国典に載する所のもの」[7]である神道を「非宗教」としてすべての人に受容させようとしていたのである。

第四章　井上の教育政策

ここでは、井上が展開した教育政策＝「国体教育主義」を考察することを通して、彼が国家神道をどのような作為を以ってして社会に定着させようとしていたのかを明らかにする。

井上は先ず「御国の国体、万世一系」を「教育の基」[8]とする。「国体」・「万世一系」を基盤とする教育、これこそが井上の教育政策の根本原理であり、彼の「国体教育主義」の内実を決定的に規定していくものとなるのである。即ち、井上は特に文部大臣に就任すると、以前から重要視していた国学教育のみならず、学校儀式、修身教育、国語・歴史教育、そして自らが実質的に起草した教育勅語などを媒介として天皇制イデオロギーの注入教育を展開するに至るのである。井上は言う、「四千万の同胞をして日本を尊ひ、日本を愛し、事あるの日に当りては、帝室の御為めには生命をも財産をも犠牲に供する覚悟ある忠君愛国の人民たらしめる（ママ）可からす」[9]と。井上が展開した教育政策とは、国家神道を基盤とした「国体教育主義」と呼ぶにふさわしいものであったと言える。

終　章　おわりに―国家神道の成立・展開過程における井上の役割とその思想的性格―

以上、井上毅が関与した諸政策のうち、特にその憲法構想、宗教政策、教育政策を国家神道の成立・展開過程と関連させながら考察した。結論的に言えば、国家神道は近代天皇制国家の事実上の国教であったにもかかわらず、その成立・展開過程に井上が関与したことによって、神道非宗教論という格好のヴェールに包まれながら、議会政治や憲法、そして「公認教制」・「信教の自由」等といった近代立憲体制を支える諸原理をも擬制的に取り込んで、イデオロギー的にも制度的にもその基盤をよりいっそう強化していったのである。そして、このように井上の手によって「近代」的に再編された国家神道は、同じく彼が展開した「国体教育主義」によって広範な日本「臣民」の意識の中に国学教育や教育勅語などを媒介としてより「合理」的かつ恒常的に注入されることとなったのである。

国学的、神道的思想性をその核心としつつも、一見「近代」的で「立憲」的な思想性をも兼ね備えた井上の関与があってはじめて、国家神道はその中核たる「天皇制神学」を一度も否定されることなく、またなおかつ近代国家としての条件に耐えうる「諸価値の相殺

装置」としてより強固なものへと再編され、やがて彼が展開した「国体教育主義」を通して社会に全体化されるに至ったとしなくてはならない。そして、最後に次のこともはっきりとおさえておく必要がある。「余は太古の史にかこちて附会の説をなすことを好むものにあらす。（中略）そもそも御国の万世一系は恐らくも学問様に論すへきにあらされとも、其の初に必一の原因あること疑なし」⑩と、「御国の万世一系」が相対化されること自体を徹頭徹尾嫌悪していたように、井上自身が「御国の万世一系」を自覚的であるというよりかは無自覚的に崇拝していたという歴史的事実を。

註

①神島二郎「井上毅」（朝日ジャーナル編集部『日本の思想家1』朝日新聞社　一九六二年　一五四頁）。
②『法令全書』第一巻　六三頁。
③井上毅文書、梧陰文書B―一八五八。
④『井上毅伝』史料編第一。
⑤『井上毅伝』史料編第六。
⑥『島地黙雷全集』第一巻　一五頁。
⑦『井上毅伝』史料編第五　三八三頁。
⑧『井上毅伝』史料編第五　四〇二頁。
⑨『井上毅伝』史料編第五　四六〇頁。
⑩『井上毅伝』史料編第三　六四六頁。

十六世紀末における統一権力と仏教

岩片俊洋

目次

序論
第一章　信長の支配理念
第一節　信長の「天下」の使用方法
第二節　信長と天皇
第三節　信長の朝廷政策
第二章　諸政策における信長対応
第一節　安土宗論
第二節　比叡山焼討ち
第三節　一向一揆
結論

近年、神田千里氏によって織田政権の存在を評価する上で、現代の価値による「進歩」と「保守」ではなく、当時の織田政権の支配理念に照らし合わせた上での「進歩」と「保守」の解釈が必要である旨の論文が出された。

先行研究において織田政権の宗教政策は、神田氏が言うところの「進歩」の部類に入れられ解釈される場合がある。その解釈の理由